キャッシュカード規約

第1条 キャッシュカードの利用

普通預金について当行が発行したキャッシュカード(以下、「カード」という)は、次の場合に利用することができます。

- (1) お客さまが、当行が提携する金融機関の国内の現金自動入出金機(以下、「ATM」という)を使用して、お客さまご本人名義の普通預金口座に現金を預入れる場合。
- (2) お客さまが、ATM および当行が提携する金融機関の国内の現金自動支払機(以下、CD といい、ATM と CD を総称して、以下「ATM 等」という。)を使用して、お客さまご本人名義の普通預金口座から現金を払戻しする場合。
- (3) お客さまが、ATM および当行が定める一部の CD を使用して、お客さまご本人名義の普通預金口座の預金残高を確認する場合。
- (4) お客さまが、インターネットバンキングまたはテレホンバンキングにて当行が定めた取引を行う際に、カード裏面に記載のお客さま番号および確認番号(カード裏面に記載の表の中から、当行が取引の都度任意に指定する4桁の番号、以下同じ。)を当行に伝達する場合。
- (5) その他、お客さまが当行所定の ATM 取引を行う場合。

第2条 ATM による預金の預入れ

- 1. ATM を使用して預金の預入れをするときは、ATM にカードを挿入し、ATM の画面表示等操作手順にしたがって、現金を投入して操作してください。
- 2. ATM での1回あたりの預入金額の上限、金額単位、預入可能な紙幣および硬貨の種類 (ただし、日本円に限る。)ならびにその枚数および個数は、ATM 提携先金融機関(以下「提携先金融機関」という)の定めによるものとします。

第3条 ATM 等による預金の払戻し

- 1. ATM 等を使用して預金を払戻すときは、ATM 等にカードを挿入し、ATM 等の画面表示等操作手順にしたがって、届出の暗証番号と払戻金額を正確に入力してください。 ロックサービスの利用により ATM 取引についてロック状態にしている場合には予めロックを解除してから操作してください。
- 2. ATM 等での1回あたりの払戻限度額は、当行があらかじめ定めた額、お客さまが当行 所定の方法により個別に設定した1回あたりの払戻限度額または提携先金融機関所定

の金額のうち、最も低い金額とします。また、ATM 等での 1 日あたり払戻限度額は、 当行があらかじめ定めた額またはお客さまが当行所定の方法により個別に設定した 1 日当たりの払戻限度額のいずれか低い方の金額の範囲内とします。なお、払戻し金額 の単位は、個々の ATM 等について当行または提携先金融機関が定めた金額とします。

3. 当行は、ATM 等の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。

第4条 ATM 等利用手数料

- 1. ATM 等を使用して預金を預入れる場合および預金を払戻す場合には、当行および提携 先金融機関所定の利用手数料をそれぞれいただきます。なおこの場合、提携先金融機 関所定の利用手数料は、次項に基づき引落としをしたうえで当行から提携先金融機関 に支払います。
- 2. 第 1 項の利用手数料は、いずれも預金の預入時および払戻時に当該預金口座から自動的に引落します。

第5条 インターネットバンキング、テレホンバンキングの利用

インターネットバンキングまたはテレホンバンキングを利用して、当行所定の取引を行う際には、当行所定の手続きによりカード裏面に記載のお客さま番号および確認番号の情報を当行に伝達していただきます。

第6条 カード・暗証の管理等

- 1. カードの所有権は当行に属し、お客さまは善良なる管理者の注意をもってカードを管理するものとします。
- 2. カードは他人に使用され、または紛失、盗難に遭わないように十分注意して保管してください。また、カード裏面に記載されたお客さま番号その他の情報(以下「裏面情報」という。)は重要な情報ですので厳重に管理してください。また、裏面情報については、他人に教えたり、コピーや複製をしたり、パーソナルコンピュータや携帯電話機、スマートフォンその他の媒体に記録又は記載してはならないものとします。
- 3. 暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に 知られないよう管理してください。なお、当行行員がお客さまに暗証番号をお聞きす ることはありません(ただし、テレホンバンキングにおいて、自動音声案内により本 人確認を行う場合を除きます)。

4. カードの偽造、盗難、紛失等によりお客さまの預金口座が他人に不正使用されるおそれが生じた場合または実際に他人に不正使用されたことがわかった場合には、すみやかに当行に連絡してください。この連絡を受けたときは、当行は直ちに当該カードによる預金の払戻を停止する措置および裏面情報が必要な取引の停止の措置を講じます。

第7条 カードの紛失、届出事項の変更

カードを紛失したとき、または、氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、 直ちに、当行所定の方法により当行に届出てください。

第8条 カードの再発行等

- 1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第9条 ATM 等・インターネットバンキング・テレホンバンキング の誤入力等

ATM等、インターネットバンキングまたはテレホンバンキングの利用に際し、金額等の誤入力、誤伝達により発生した損害については、当行および提携先金融機関は責任を負いません。

第10条 譲渡、質入れ等の禁止

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第11条 解約、カードの利用停止等

- 1. 普通預金口座を解約する場合には、当行所定の解約手続をとったうえ、そのカードを お客さまご自身で切断して廃棄してください。
- 2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい、ただちにカードを当行に返却してください。
- 3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行所定の本人 確認方法にてお客さまご本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - (1) 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行所定の期間が経過した場合

- (2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
- 4. お客さまが第10条に違反した場合は、カードの利用を停止します。

第12条 ATM 等の故障等の取扱

- 1. 停電、故障等により ATM 等による預入れ、払戻し等の取扱ができない場合があります。 そのために生じた損害について当行および提携先金融機関は責任を負いません。
- 2. システム障害等の場合には、当行はお客さまに事前に通知することなく、ATM 等による1回、または1日あたりの払戻限度額を変更することがあります。

第13条 規約の準用

- 1. カードを使用した取引に関し、この規約に定めのない事項については、au じぶん銀行 取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
- 2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定の au じぶん銀行取引規約において定義した内容に従うものとします。

第14条 規約の変更等

当行は、この規約の内容を変更することがあります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以上

【2021年1月11日現在】